

あじさいフローラみき

指定管理者募集要項

令和6年8月

兵庫県三木市

## あじさいフローラみき指定管理者募集要項

### 1 指定管理者の募集について

あじさいフローラみき（以下「施設」という。）は、三木山の豊かな自然の中で15,000株の紫陽花を植栽し、「関わるすべての人が幸せになれるあじさい園」を目指し、令和2年6月にオープンしました。さらに、紫陽花をきっかけとした当施設の活性化により、三木ホースランドパークをはじめ道の駅みきなど三木山エリアの周辺施設への誘客を促進しています。

そこで、施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

### 2 対象施設の概要

- |          |                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設名  | あじさいフローラみき                                                                                                     |
| (2) 所在地  | 兵庫県三木市福井字三木山                                                                                                   |
| (3) 管理範囲 | あじさいの森内<br>・ふれあいの館<br>・あじさいの森管理小屋<br>・ターゲットバードゴルフ場<br>・おもしろ自転車<br>・パットパットゴルフ場<br>・その他附属施設<br>(第4号調整池、宿谷川整備水路部) |
| (4) 敷地面積 | 137,773㎡                                                                                                       |

### 3 業務の範囲

指定管理者が行う基本的な業務の範囲は次のとおりとします。

なお、詳細については、「あじさいフローラみき指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 施設利用者へのサービスに関する業務
- (2) 施設の維持管理等に関する業務
- (3) その他必要な業務

#### 4 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

#### 5 応募資格及び欠格事項

##### (1) 応募資格

法人その他の団体又はそのグループ（個人での応募はできません。）で、施設の管理運営を行うための人的及び物的管理能力を有しており、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めてください。この場合、代表団体及び構成団体のいずれもが応募資格を満たしていることが必要です。また、グループ応募の各構成団体は、複数のグループの構成団体になることができないほか、単独での応募もできません。

- ① 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ② 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- ③ 直近3年間において、法人税等の税の滞納がないこと。
- ④ 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員、第3号の規定に該当する者がいる団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消の日から3年を経過していない団体でないこと。
- ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から1年を経過していない団体でないこと。
- ⑧ 役員で指定期間の開始前又は開始後に速やかに防火管理者

を定める見込みであること（ただし、既に防火管理者を定めている場合はこの限りでない。）。

(2) 欠格事項

申請者が次の要件に掲げるいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請者及びその代理人等の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は選定委員に個別に接触した場合
- ② 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 所定の申請書類が提出期限までに調わなかった場合
- ④ 申請書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

## 6 募集及び申請

(1) 募集について

① 募集期間（配布期間）

令和6年8月1日（木）～令和6年9月13日（金）

午前8時30分～午後5時

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

※ 正午～午後0時45分を除く。

② 募集要項等の配布場所

三木市 産業振興部 観光振興課 観光振興係  
（市役所2階）

三木市立各公民館等（市内10か所）

※三木市ホームページからもダウンロードできます。

③ 質問書の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受付し、回答します。

ア 受付期限

令和6年8月28日（水） 午後5時

イ 受付方法

質問書（様式5）に質問内容を記入の上、FAX又は郵送若しくは電子メールに添付のいずれかの方法により、7ページに記載の「11 問合せ及び申請書提出先」まで送付してください。

ウ 回答方法

令和6年9月3日（火）までに、FAXで回答します。

なお、質疑内容が独自の提案に関わると市が判断したものについては当該法人等のみ回答し、それ以外の内容については応募者全員に回答します。

(2) 現地説明（見学）会の開催

① 開催日時

令和6年8月26日（月） 午後1時30分～

② 開催場所

あじさいフローラみき現地（兵庫県三木市福井字三木山）

③ 申込方法

参加申込書（様式6）に参加予定者名（各団体5名まで）を記入の上、FAX又は郵送若しくは電子メールのいずれかの方法により、8月23日（金）正午までに7ページに記載の「11問合せ及び申請書提出先」までお申し込みください。

なお、応募予定の団体は、できる限り御参加ください。

(3) 申請について

① 申請期間

令和6年8月1日（木）～令和6年9月13日（金）

午前8時30分～午後5時

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

※ 正午～午後0時45分を除く。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 団体の概要（様式2）（グループでの申請は、様式2の1及び様式2の2）

ウ あじさいフローラみき指定管理者事業計画書（様式3）

エ 収支計画書（様式4、様式4の1、様式4の2及び様式4の3）

③ 添付書類

ア 定款、寄附行為又は団体規則若しくはこれらに類する書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務状況が分かる資料（直近3年間）

ウ 法人等の概要が分かるもの（設立趣旨、運営方針、事業内容、実績等）

エ 役員名簿及び履歴書

※ 法人の場合は、上記ア～エに加え、次に掲げる書類を添付してください。

オ 登記簿謄本及び印鑑証明書（3か月以内に取得したもの）

カ 納税証明書（法人税、法人市民税及び固定資産税で直近3年間のもの）

\* 三木市、申請団体が所在する市町村及び国が発行するもの

※ その他の団体又はグループの場合は、上記ア～エに加え、次に掲げる書類を添付してください。

キ 代表者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3か月以内に取得したもの）

ク 代表者の市税の納税証明書（直近3年間のもの）

\* 三木市及び代表者の住所地の市町村が発行するもの

※ その他必要に応じ、書類の提出を求めることがあります。

(4) 提出部数

正本1部及び副本12部（副本は複写可）

(5) 提出方法

申請する団体は、申請書類及び添付書類を7ページに記載の「11 問合せ及び申請書提出先」まで持参してください。

FAX又は郵送若しくは電子メールでの受付はいたしませんので、御注意ください。

なお、申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) その他

申請後において申請を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

## 7 指定管理料

市は、施設の管理運営に必要と見込まれる経費の総額から自主事業等の実施により見込まれる収入の総額を差し引いた額を指定管理料として支払います。

ただし、5年間の指定管理料は以下の金額を上限価格とし、事業計画及び収支計画は上限価格の範囲内で提案してください。

なお、指定管理料の支払については指定管理者と協議を行い、年度ごとの単年度協定に定める額を支払うものとします。

上限価格：5年間 85,000千円（消費税等相当額を含む。）

## 8 選定について

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含めた「三木市指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準（別表1）に基づき、応募書類及びヒアリングによる審査を行います。
- (2) 提案価格（指定管理料）が上限価格を超えた場合は、選定審査の対象外とします。
- (3) 選定委員会の審査及びヒアリングは、全て非公開で行います。  
なお、ヒアリングは、令和6年10月11日（木）に行う予定です。
- (4) 選定結果については、各申請者に文書で通知します。
- (5) 指定管理者は、令和6年12月三木市議会の議決を経て決定（指定）します。
- (6) 指定管理者の応募がない場合又は指定管理者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。  
また、審査の結果、指定管理者なしとする場合があります。

内 容	日 時
募集要項等の配布期間	令和6年8月1日（木）～ 令和6年9月13日（金）
申請期間	令和6年8月1日（木）～ 令和6年9月13日（金）
質問書の受付期間	令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月28日（水）
質問書の回答期限	令和6年9月3日（火）
現地説明（見学）会の申込期限	令和6年8月23日（金） 正午
現地説明（見学）会	令和6年8月26日（月） 午後1時30分～
指定管理者選定委員会の開催 （ヒアリングを含む。）	令和6年10月11日（金） 15時～
選定結果の通知	令和6年11月上旬
三木市議会による指定議決	令和6年12月
指定管理者の指定	令和6年12月
協定の締結 （基本協定及び年度協定）	令和7年3月
指定管理による業務開始	令和7年4月1日（火）

## 9 協定の締結

議会の議決を経て指定された指定管理者と指定管理に関する正式な協定を締結します。

なお、協定は、指定期間全体を通じて適用する事項を定めた基本協定及び指定管理料など年度ごとに取り決めるべき事項を定めた年度協定とします。

## 10 管理運営準備及び引継ぎ

指定された指定管理者は、指定期間の始期（令和7年4月1日）から円滑に業務を開始できるよう、指定管理者が自らの責任及び費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、市及び現在の施設管理受託者との引継ぎを行うこととします。

## 11 問合せ及び申請書提出先

三木市 産業振興部 観光振興課 観光振興係

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL：0794-82-2000（内線 2515、2514）

FAX：0794-82-2019

E-mail：kanko@city.miki.lg.jp



(別表1) 審査基準

区分	審査項目		審査基準	配点
	大項目	中項目		
提案事業	基本的な考え方	管理運営の方針	施設の管理運営についての基本的な方針や考え方が示されているか	30
		施設の設置目的との適合性	紫陽花園を効果的にPRし、来園者をどのように増加させるのかについて示されているか	
			観光施設としてのまちのにぎわいづくりの理念や考え方が示されているか	
	市民等の利用者の平等な利用の確保	施設運営における市民等の利用者の平等な利用について考慮されているか	市民サービスの向上につながる方策が図られているか	
			障がい者等への対応が十分に図られているか	
			類似した施設管理の運営実績はあるか	
	団体の安定性、継続性	管理運営の継続	団体の経営状況は良好で、継続した管理運営を行う体制や能力はあるか	15
			類似した施設管理の運営実績はあるか	
	事業計画内容	自主事業の取組	自主事業に対する基本的な考え方や市民が参加できる事業などを提案しているか	35
			施設利用の促進を図る工夫や方策はあるか	
			利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫はあるか	
		運営体制、組織	事業に必要な人員が確保され、管理責任や管理体制が明確となっているか	
職員の育成について方針や計画が示されているか				
管理業務の一部を第三者に委託する場合、その範囲等が示されているか				
地元ボランティア団体「あじさいマイスター」や周辺施設と協働した取組が示されているか				
適正な管理		施設や設備などの維持管理についての考え方が示されているか		
		効率的な管理運営を図り、経費削減のための工夫が行われているか		
		定期的な自己評価を行うことが示されているか		
	苦情への対応が適切に行える方針、体制が示されているか			
安全管理、緊急時の対応	安全対策や従事者の教育、訓練の計画はあるか			
	緊急時の対応や連絡体制が示されているか			
	利用者等の個人情報のセキュリティ対策が図られているか			
	指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか			
提案価格	管理運営経費	管理運営経費	提案価格	20
合 計				100